

# 令和7年度 家庭的保育事業等指導監査実施計画

## 1 基本方針

家庭的保育事業等を行うものに対して、児童福祉法及び各市町村（沖縄市・うるま市・宜野湾市・北谷町・嘉手納町・西原町・読谷村・北中城村・中城村）が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等との適合状況を確認し、改善の必要がある場合には、指導・助言を行い、適正な事業運営を確保することを目的とする。なお、指導監査の実施に当たっては、事業所の負担軽減の観点から、効果的・効率的な実施方策を検討することとする。

## 2 対象事業

対象事業は、各市町村において実施される次に掲げる事業とする。

- (1) 小規模保育事業
- (2) 事業所内保育事業
- (3) 家庭的保育事業
- (4) 居宅訪問型保育事業

※(3)、(4)の事業については、令和7年4月1日現在、各市町村において実施無し。

## 3 指導監査の実施方針

### (1) 指導監査の方法

ア 指導監査は、「一般指導監査（実施検査）」と「特別指導監査」に分けて実施する。

イ 一般指導監査（実施検査）は、児童福祉法施行令第35条の4の規定により、1年に1回以上、対象の事業所において「実施検査」を行う。

ウ 特別指導監査は、中部広域市町村圏事務組合家庭的保育事業等指導監査実施要綱第6条第3項第1号の各事項に該当する事業所を対象に随時実施する。

### (2) 指導事項に対する是正・改善等の措置

ア 指導事項に対する是正・改善の状況は、期限を付して、改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求める。

また、当該年度中に解決が困難な事項については、年次改善計画を立てさせる等、確実に解決するよう継続的に指導する。

## 4 指導監査の重点事項

### (1) 職員の配置(確保)状況の確認

各事業所で配置すべき保育士等が、基準に基づく適正な配置となっているか。

各職員が他の施設等との兼務の状況があるか。その上で、兼務とされる職員については、兼務する他の施設等の名称・所在地や、当該他の施設等での勤務の実態があるか。（現認や出勤簿の確認等）また、同一の建物・施設内で複数の施設を運営する事業者については、各担当部局が連携し、可能な限り合同で指導を実施するこ

ととされているため、指導監査の方法について検討していく必要がある。

(2) 食事について

検食の保存について、可食部分で必要量となる 50 g を満たしているか。

(3) 安全対策の確認

傷害保険の加入状況。治療に 30 日以上要する事故等が市町村に報告されているか。児童の事故やヒヤリハット発生の状況。安全が確保されているか。

(4) 労務管理（職員給与以外）について

職員採用時の健康診断は、採用前から 3 月以内に受診されたものか。パート、短時間勤務の雇用契約書等に記載すべき事項が記載されているか。

(5) 処遇改善等加算 II に係る諸手続き及び支給状況等の確認

処遇改善等加算 II の認定を受けた事業所について、副主任等に該当する職員に対し職務命令（発令や辞令交付）を行い、職位等に応じた賃金体系を就業規則や給与規程等に定めているか。また、処遇改善等加算 II を適正に支給（改善不足が生じていないか、対象職員には毎月の手当又は基本給により固定額を支給しているか等）しているか。

(6) 健康診断について

利用乳幼児の内科・歯科・尿検査を年 2 回実施しているか。

(7) 職員給与（処遇改善等加算 II 以外）に係る規程の整備及び支給状況等の確認

職員の賃金、その他の労働条件について、就業規則及び給与規程に規定しているか。また、当該就業規則等に基づき、賃金を適正に支給しているか。

## 5 令和 7 年度指導監査実施数（予定）

	小規模 保育事業		事業所内 保育事業		家庭的 保育事業		居宅訪問型 保育事業		計	
	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数
沖縄市	23	23	2	2	0	0	0	0	25	25
うるま市	16	16	2	2	0	0	0	0	18	18
宜野湾市	14	14	3	3	0	0	0	0	17	17
北谷町	5	5	2	2	0	0	0	0	7	7
嘉手納町	3	3	1	1	0	0	0	0	4	4
西原町	2	2	1	1	0	0	0	0	3	3
読谷村	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
北中城村	2	2	1	1	0	0	0	0	3	3
中城村	3	3	1	1	0	0	0	0	4	4
計	70	70	13	13	0	0	0	0	83	83